

登米市市有林 J-クレジット創出事業に関する
公募型プロポーザル
実施要領

令和7年1月20日

宮城県登米市

事務局：宮城県登米市産業経済部農林振興課林業振興係
所在地：〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18
電 話：0220-34-2709
E-mail：norinshinko@city.tome.miagi.jp

1 業務の概要

(1) 事業名

登米市市有林 J-クレジット創出事業

(2) 事業目的

登米市（以下「本市」という。）が所有及び管理する市有林を対象に国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出を本市と共同で取り組む者（以下「共同創出者」という。）が締結した協定に基づき、市有林の持続的な整備を推進するものである。

(3) 対象森林・対象業務

別添「登米市市有林 J-クレジット創出事業に関する公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 協定期間

契約締結日の翌日から令和 24 年 3 月 31 日まで

（認証対象期間最終年度の翌年度までとする）

※協定内容を継続することが適当でないと認められるときは、協定書に基づき契約を解除することがある。

(5) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルのスケジュール

共同創出者選定スケジュール（予定）

No.	項目	期間等
1	実施要領等の公表	令和7年 1月 20日（月）
2	質問受付	令和7年 1月 20日（月）から 令和7年 1月 31日（金）午後5時まで
3	質問回答	令和7年 2月 7日（金）
4	企画提案参加申込書等受付	令和7年 1月 20日（月）から 令和7年 2月 14日（金）午後5時まで
5	審査（書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年 3月上旬
6	審査結果通知	令和7年 3月中旬まで
7	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく協定書調整）	令和7年 3月下旬まで
8	協定締結	令和7年 3月 28日（金）まで
9	業務開始	令和7年 4月 1日（火）から

3 公募方法

(1) 公募方法

本市ホームページ

(2) 企画提案参加申込書の受付期間

令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 14 日（金）まで

4 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において、以下の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とする。

ただし、複数の事業者が共同で参加する場合は、共同事業体で構成する全ての事業者において要件を満たす必要がある。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ②登米市もしくは国（公社・公団含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ③会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また、破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中の者でないこと。
- ④会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされてない者であること。
- ⑤銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は登米市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑦法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑧J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請及び、J-クレジット認証申請並びに J-クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者。
- ⑨この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

(2) 共同事業体による参加

共同事業体として参加する場合は、次のとおりとする。

- ①共同事業体として参加する場合は、統括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定め、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ②単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ③1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ④共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(3) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

5 実施要領等の取得について

(1) 掲載期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月14日（金）まで

(2) 取得方法

本市ホームページからダウンロードすること。

なお、窓口（紙）での配布は行わない。

6 企画提案参加申込みについて

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。

なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

No.	書類名※ 1	指定様式※ 2		紙部数
1	企画提案参加申込書※ 3	様式第 1 号	代表者印	1 部
2	企画提案書	様式第 2 号（表紙） 及び様式第 2 号又 は任意様式	—	正 1 部 副 6 部
3	事業者概要	様式第 3 号		6 部
4	類似実績届出書	様式第 4 号	—	6 部
5	・直近の法人事業税（地方法人特 別税を含む）の納税証明書の写 し ・納税証明書その 1（法人税）の 写し ・納税証明書その 1（消費税及び 地方消費税）の写し ・直近 1 年の決算書の写し	—	—	各 1 部

※ 1 書類は、1 から 5 の順序で 1 冊に製本し、インデックスを付け、A4 縦ファ
イルに綴ったうえで、表紙及び背表紙に「登米市市有林 J-クレジット創出事
業」と記載し、提出すること。なお、正本のみ、その下に応募事業者名も記載
すること。

※ 2 様式のサイズは A4 とし、A3 用紙を添付の場合は Z 折りとする。

※ 3 共同事業体による応募の場合、様式第 1 号（別添 1）（別添 2）も併せて提
出すること。

(2) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書の提出後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 企画提案書の作成に当たっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるような表現にまとめるとともに、見やすく作成すること。
- ④ 著作権は、応募事業者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。また、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑥ 提出された企画提案書の返却は行わない。
- ⑦ 企業パンフレット等の提出は不要とする。
- ⑧ 企画提案のほか、契約までにかかる一切の費用は応募事業者の負担とする。

(3) 提出場所（事務局）

〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18
宮城県登米市産業経済部農林振興課林業振興係

(4) 提出期限

令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時まで

(5) 提出方法

企画提案書は、提出場所に直接、持参すること。なお、必ず事前に電話し、提出日時の確認をとること。

電話番号：0220-34-2709

電話受付時間：閉庁日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

7 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔に記した「質問書」(様式第5号)を使用し提出すること。また、期間中、質問書の提出は複数回行っても差し支えないものとするが、可能な限りまとめて提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質問
- ・問い合わせ期間外の質問
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質問

(2) 提出方法（電子メールのみ）

質問は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

事務局：宮城県登米市産業経済部農林振興課林業振興係

メールアドレス：E-mail：norinshinko@city.tome.miyagi.jp

送付件名：【質問】森林 J-クレジット管理業務委託プロポーザルに係る資料

なお、電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

電話番号：0220-34-2709

電話受付時間：閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 受付および回答の期間

①受付

令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで

②回答

令和7年2月7日（金）

(4) 回答方法

受付した質問に対しては、本市ホームページで質問内容と合わせて全てまとめたものを公表する。その際、質問者の情報は一切公表しない。また、個別での回答もしない。

8 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査は、「登米市市有林 J-クレジット創出事業共同創出者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、参加申込及び企画提案に係る提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、優先交渉権者を選定する。

①プレゼンテーション及びヒアリングにより、各項目に対し評価点を付けるものとする。

②委員会は非公開とする。

③実施場所や日時については参加申込書提出者に対し別途通知する。なお、応募事業者の都合により変更はできない。

④優先交渉権者 1 者、次席者 1 者を選定する。

(3) 事業者説明方法

①企画提案書に基づきプレゼンテーションの説明及び審査委員によるヒアリングを行う。

②企画提案書に基づくプレゼンテーションの説明は 20 分以内とし、ヒアリングは 10 分以内とする。（準備はプレゼンテーションの時間に含まないものとする。ただし、5 分以内とする。）

③出席者は 3 名以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。なお、共同事業体の場合は、代表事業者が必ず出席すること。

④使用する資料は企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、追加提案の説明及び追加資料の配布はできないものとする。なお、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。

⑤動画、音声等を使用してはならない（ただし、プレゼンテーション用ソフト等におけるアニメーション効果の使用については、この限りでない）

⑥プロジェクター及びスクリーンを会場に設置した状態とするので、その他、必要な備品（パソコン等の機器）は、応募事業者で用意のうえ、開始時間までに設定を行うものとする。

⑦応募事業者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

⑧プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付日順とする。

⑨上記に該当しない事項については、すべて審査委員会の決定によるものとする。

(4) 優先交渉権者 1 者選定方法

審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査委員会の委員が審査項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、審査の対象者全てを講評し、合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。

この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、企画提案書の「収益率」の高い順に選定し、「収益率」も同額である場合は審査委員会の合議によるものとする。

(5) 審査結果の通知・公表

審査委員会終了後、結果を電子メールにて通知する。併せて、本市ホームページで公表する。

(6) 審査結果に係る説明

審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

(7) 失格事項

- ①提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ②プロポーザル企画提案参加申込書が提出されていない者
- ③提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ④許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ⑤提出書類等に関し故意に応募事業者が判別できるようにした者
- ⑥参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑦審査委員会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑧審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑨第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩その他、審査委員会が不適格と認めた者

9 審査項目

審査の評価項目等

No.	審査項目	審査内容	配点
1	同種業務の実績	同種業務の実績は豊富であるか。	10
2	収益率	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジット販売益から得られる市の収益率が高いか。 <p>配点×A (当該事業者の市の収益率) /B (もっとも高い市の収益率) ※小数点以下は切り捨てる。</p>	20
3	森林 J-クレジットの計画書認証の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務品質及び効率性を向上し、安全性を確保する仕組みになっているか。 本市及び共同創出者の役割分担、業務の流れは適切か。 本市の事務負担軽減に資する仕組みとなっているか。 	5
4	森林 J-クレジットの実績報告書作成の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務品質及び効率性を向上し、安全性を確保する仕組みになっているか。 本市及び共同創出者の役割分担、業務の流れは適切か。 本市の事務負担軽減に資する仕組みとなっているか。 	5
5	森林 J-クレジットの販売方法	<ul style="list-style-type: none"> 本市及び共同創出者の役割分担、業務の流れは適切か。 本市の事務負担軽減に資する仕組みとなっているか。 	5
6	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 本市との情報共有の向上のための具体的な提案がされているか。 	5
7	事業評価の方法と結果反映	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価の手法について、その方法や時期など具体的かつ現実的な提案がされているか。 	5
8	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 具体的かつ現実的な提案がされているか。 	15
9	本業務の目的・理解	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的について理解できているか。 	5
10	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関連する部門の組織・人員体制は充実しているか。 	5
11	事故・緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した際の対応が具体的かつ実現的であるか。 緊急を要する事案への即時対応が具体的かつ実現的であるか。 	5

12	具体性	・プレゼンテーションはわかり易く、具体的な時期や考えについて表記、発言となっているか。	5
13	プレゼンテーション能力	・本事業における具体的な行動目標・熱意はあるか ・コミュニケーション能力はあるか。	10
合計			100

10 協定締結

(1) 優先交渉権者との協定締結の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、協定に係る仕様を確定させる。

(2) 協定交渉

市は、優先交渉権者に選定された者と協定交渉を行う。

(3) 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と協定事項等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合には協定締結を行わないこととし、次席者と協定締結の交渉を行う。

(4) 費用の負担

協定に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者との協定締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

11 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨の単位は円とする。

(2) 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

(3) 本募集は、1者以上をもって成立とする。審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。

(4) 市は、提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は登米市情報公開条例に基づく申請があった場合、契約締結後、同条例に基づき、公開・非公開の判断を行う。

(5) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

(6) 提出された書類等一式は、返却しない。

(7) 提案書に記載された総括責任者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできず、変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。

(8) 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

(9) 本プロポーザルの作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

(10) 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した応募事業者が全て負うこと。

(11) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

(12) 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を持参又は郵送にて提出すること。

以上